

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 13 日現在

機関番号：12611

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2016

課題番号：25780062

研究課題名（和文）国境を越える代理懐胎と子どもの身分関係の保護

研究課題名（英文）International Surrogacy and the Protection of Children's Legal Status

研究代表者

デ アウカンタラ マルセロ (De Alcantara, Marcelo)

お茶の水女子大学・基幹研究院・准教授

研究者番号：20565676

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,500,000円

研究成果の概要（和文）：国境を越える代理懐胎が現在世界的課題になっている。子どもの福祉と公序良俗という対立する要素のバランス等、検討すべき課題が残されており、さらに議論を深める必要がある。国際的なコンセンサスはまだ成立していないが、各国が納得できる国際的ルールを作るために、まず妥協できる点を見つけ、それぞれの立場から相違点を調整していくという作業が重要であることが明らかになった。

研究成果の概要（英文）：Cross-Border Surrogacy has become an emerging global issue. It raises difficult questions concerning the balance between public policy considerations and the child's welfare that need further discussion. There is currently no international consensus on surrogacy, but in order to create a multilateral instrument to implement common rules and standards shared by all State Parties, it is important to identify first their points of agreement and negotiate their points of disagreement.

研究分野：民事法

キーワード：民事法 親子関係 身分関係 代理母 国際代理懐胎 生殖補助医療 ハーグ国際私法会議 ヨーロッパ人権裁判所

1. 研究開始当初の背景

国境を越える代理懐胎が現在世界的課題になっている。

代理懐胎の是非に関する議論はまだ決着しておらず、世界各国で対応が異なる。現在、代理懐胎を認めていない国もあり、代理懐胎を認めている国もある。このような各国国内法の問題により、不妊に悩むカップルが自国内で実施することができない代理懐胎を求め、国境を越えるようになっている。

代理懐胎を認めている国では、合法的に代理懐胎を実施し、子どもが生まれたら、依頼者夫婦がその子の法律上の親として認められる。しかし、依頼者夫婦が子どもを連れて自国に帰国する際には、その身分関係(親子関係)が認められず、子どもの戸籍や国籍にかかわる様々な問題が発生している。例えば、フランス国内の裁判所は厳格な対応をとっており、代理懐胎が公序良俗に反するという理由から、外国で合法的に実施された代理懐胎から生まれた子どもと依頼者との親子関係を否定してきた。このような子どもたちは依頼者夫婦と遺伝的なつながりがあっても、フランス国内において親のいない子として扱われ、不利益を被ることになる。

一方で、親子関係を認めないことは子どもの福祉や利益の観点から望ましくないという理由で、柔軟な対応をとっている国がある。例えば、営利目的での代理懐胎を禁止しているイギリスの裁判所は、外国で合法的に実施された有償の代理懐胎から生まれた子どもと依頼者夫婦との親子関係を例外的に認めている。

外国で合法的に実施された代理懐胎から生まれた子どもと依頼者夫婦との親子関係を認めるかどうかは、各国に裁量の余地があるのか。それとも、親子関係を否定することは、子どもあるいは依頼者夫婦の私生活・家族生活が尊重される権利の侵害にあたるのか。この点について、ヨーロッパ人権裁判所

(European Court of Human Rights) がどのような判断を示すのかが注目されていた。

上記のような各国の国内的な側面に加えて、国境を越える代理懐胎は国際的な問題として捉えられ、子どもの身分関係を保護するために国際的な共通基準の設定が必要になっているという側面もある。これに関しては、81カ国が加盟するハーグ国際私法会議(Hague Conference on Private International Law)では国際代理懐胎に関する条約の締結の可能性が現在検討されており、外国裁判所での法的親子関係に関する確定判決の承認のためにどのような国際条約の締結をしたらよいのかという議論がなされている。

2. 研究の目的

本研究では、外国で合法的に実施された代理懐胎から生まれた子どもの身分関係が自国でどのように扱われているのかを分析することを目的とした。そのため、有償の代理懐胎を禁止しているイギリスと代理懐胎を全面的に禁止しているフランスの2国を取り上げることにした。

また、子どもの身分関係の保護の観点から、国際代理懐胎における親子関係を確定する外国判決の承認に関する条約の可能性や有効性等について考察することを目的とした。

3. 研究の方法

本研究を実施するにあたって、次の(1)と(2)に関する検討を行った。

(1)「国境を越える代理懐胎と外国裁判所での子の身分関係の保護に関する研究」について、学術専門誌や海外判例データベース等を用いて文献研究を行った。また、イギリス及びフランスにおける代理懐胎をめぐる規制の現状を把握するために、国際学会への参加や海外の研究者・弁護士等と意見交換を行い、2国が直面している課題や最近の裁判

例、立法、学説の動向に関する情報収集を行った。

また、(2)「国際代理懐胎条約に関する研究」については、ハーグ国際私法会議で検討されている国際代理懐胎条約のための準備作業に関連した報告書や意見書等の資料・文献・情報を収集し、海外の研究者の協力を得て研究を行った。

4. 研究成果

(1)「国境を越える代理懐胎と外国裁判所での子の身分関係の保護に関する研究」

まず、(1)については、イギリスにおける対応及びフランスにおける対応を中心に検討を行った。

(1.1)「イギリスにおける対応」

イギリスでは、一定条件の下で無償の代理懐胎が容認されている。国内外で実施された代理懐胎から生まれた子どもと依頼者夫婦との法律上の親子関係を認めるために、イギリス国内の裁判所で「親決定」手続きを経なければならないこととされている。しかし、外国における有償の代理懐胎を実施したことにより、イギリス帰国後に「親決定」手続きの要件を満たせないカップルがここ数年で急増していることが判例研究等でわかった。例えば、アメリカやロシア等で有償の代理懐胎が実施され多額な金額が支払われた事例が少なくない(Re C (A Child) [2013] EWHC 2408 (Fam)、Re C (A Child) [2013] EWHC 2413 (Fam)等)。

このような事例が、営利目的での代理懐胎を禁止しているイギリス法に明確に反しているにもかかわらず、イギリスの高等法院家事部(High Court Family Division)は、子どもの福祉を最優先の考慮事項とし、イギリス国内での親子関係を承認して子どもの身分関係を積極的に保護している。子どもの身分関係の保護のために、高等法院家事部が重要な役割を果たしていることが本研究を通

して明らかになった。

(1.2)「フランスにおける対応」

フランスでは、代理懐胎の実施が全面的に禁止されている。イギリスの高等法院と異なり、フランスの破毀院(Cour de cassation)は消極的な姿勢をとっている。外国で合法的に実施された代理懐胎から生まれた子どもと依頼者夫婦との法律上の親子関係について、その実施はフランス法を回避する目的であり、公序良俗に反するものとされ、その親子関係の承認はフランスでは認められないとしている(Cour de cassation, Arrêt n° 1091 et Arrêt n° 1092 du 13 septembre 2013等)。

しかし、子どもの福祉よりも公序良俗を重視するフランスの立場はヨーロッパ人権裁判所で争われ、同裁判所が2014年6月26日に初めて国際代理懐胎について判断を下した(Menesson v. France 判決、Labassee v. France 判決)。アメリカで合法的に実施された代理懐胎から生まれた子どもについて、依頼者夫婦(フランス人男女カップル)が法律上の親として認められ、アメリカの出生証明書が発行されたが、その身分関係が依頼者夫婦の自国であるフランスで承認されなかった事案を扱ったこの裁判で、ヨーロッパ人権裁判所は、子どもの身分関係の否定が子どもの私生活尊重の権利の侵害にあたり、ヨーロッパ人権条約8条に反するものであるとした。

この判決後、男女カップルだけでなく、同性カップルや独身男性による国際代理懐胎においても、子どもの私生活の尊重の権利がヨーロッパ人権裁判所で認められた。これは、インドで実施された代理懐胎から生まれた子どもとフランス人である依頼男性(精子提供者)との法律上の親子関係がフランスで承認されなかった事案である。ヨーロッパ人権裁判所は2016年7月21日に、フランス国内での親子関係の否定が子どもの私生活が尊

重される権利の侵害にあたり、条約 8 条に反すると判断した (Foulon and Bouvet v. France 判決)。

これらの判決を受けて、フランスの基本的な立場には変化が見られた。例えば、ロシアで実施された代理懐胎から生まれた子どもについて、破産院はフランス国内での親子関係を認め、ロシアの出生証明書のフランス身分登記簿への転載を認める判決を下した (Cour de cassation, Arrêt n° 619 et Arrêt n° 620 du 3 juillet 2015)。

このように、国際代理懐胎から生まれた子どもの福祉や身分関係の保護の観点から、ヨーロッパ人権裁判所はフランス法に大きな影響を与えていることがわかった。しかし、今後の同裁判所の判例動向については注視する必要があるだろう。2017 年 1 月 24 日には Paradiso and Campanelli v. Italy 判決(大法廷)が下され、これまでの判決(Menesson 判決等)からの変化が見られたからである。今後も、外国で合法的に実施された代理懐胎から生まれた子どもについて、その身分関係が依頼者夫婦の自国で承認されるか否かを判断するにあたって、子どもと依頼者夫婦との遺伝的なつながりの有無がどのように考慮されるか注目したい。

(2) 「国際代理懐胎条約に関する研究」

次に、(2)については、国境を越える代理懐胎問題に関する条約案の作成に向け、様々な調査等を行ってきたハーグ国際私法会議常設事務局による報告書等を中心に検討を行った。

(2.1) 「ハーグ国際私法会議における国際代理懐胎条約の有効性の検討」

ハーグ国際私法会議常設事務局は、代理懐胎をめぐる法的問題に関する国際予備調査を行い、その結果を報告書にまとめ、2011 年より公表している (2011 年 3 月 Preliminary Document n. 11 等)。また、十数カ国の国際私法専門家等で構成する専門

家グループを設立し、国際代理懐胎条約の作成の可能性や有効性について検討を行っている。

2017 年 2 月の時点では、外国裁判所での法的親子関係に関する確定判決の承認を目的とする多数国間条約は実現可能であると意見が一致していることが明らかになっている (2017 年 2 月 Report of the Experts' Group on the Parentage/Surrogacy Project)。しかし、子どもの福祉と公序良俗という対立する要素のバランス等、検討すべき課題が残されており、さらに議論を深める必要があるという点でも合意していることがわかった。

(2.2) 「国際代理懐胎条約が日本法に与える影響」

現時点ではまだ検討中であり、条約の目指す内容や基本方針がこれから徐々に具体化されていくだろう。日本はハーグ国際私法会議の加盟国であり、国際代理懐胎を検討する専門家グループにも日本の代表者が参加している。しかし、国際代理懐胎をめぐる外国裁判所での法的親子関係に関する確定判決の承認を認めないという最高裁決定 (最高裁平成 19 年 3 月 23 日民集 61 巻 2 号 619 頁) で示された日本の立場を他国の立場とどのように調整し、条約案に反映させるのかということはまだ明らかではない。

国際的なコンセンサスはまだ成立していないが、各国が納得できる国際的ルールを作るために、まず妥協できる点を見つけ、それぞれの立場から相違点を調整していくという作業が重要であることが明らかになった。

5. 主な発表論文等 (研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

{学会発表}(計3件)

Marcelo de Alcantara, "Children's Rights in International Surrogacy: Some

Thoughts on Recent Cases”, XVth International Society of Family Law World Conference, 27 July 2017, Amsterdam, Netherlands

Marcelo de Alcantara, “National Courts’ Standards for Protection of Children in International Surrogacy Cases”, XVth International Society of Family Law World Conference, 8 August 2014, Recife, Brazil

マルセロ デ アウカンタラ「日本及びブラジルにおける生殖補助医療の法的問題」コインブラ大学法学部生命医療法センター (Centro de Direito Biomédico)・同大学医学部共催セミナー、2014年3月27日、コインブラ大学、ポルトガル

6. 研究組織

(1) 研究代表者

デ アウカンタラ マルセロ

(DE ALCANTARA MARCELO)

お茶の水女子大学・基幹研究院・准教授

研究者番号：20565676

(2) 研究分担者

なし